

2015年10月28日

ヤフー株式会社

情報活用関連におけるニーズ

所在検索サービスの社会的ニーズ

I. 課題

現行著作権法47条の6においては、インターネット検索サービス¹の提供にあたり、「送信可能化された著作物」の収集、蓄積および検索結果の表示のための著作物の複製、翻案、自動公衆送信を認めている。

しかし、検索サービスは無数に存在する情報の中から求める情報の所在を容易に探索できる手段を人々に提供するものであり、その意義に照らすと、送信可能化された情報のみをその対象とすることは適切ではない。人々が所在を知りたい情報は、送信可能化された情報に限らず、出版された書籍等の情報や放送されたテレビ番組等の情報、さらには撮影された写真等の情報等、広く公衆がアクセス可能な送信可能化されていない情報も含まれる。また、分析、解析技術の発展は著しく、無数に存在する情報を用いて、適切な検索結果を情報の所在とともに提供するサービスが今後さらに発展すると考えられる。

そこで、広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索することのできるサービスについて、権利制限の対象とすべく立法措置を講じるべきである。

II. 利用態様と著作権との関係

1. サービスの内容

- ・ 広く公衆がアクセス可能な情報（送信可能化されていない情報を含む）の所在を検索することのできるサービス（以下「所在検索サービス」という。）
- ・ 所在検索サービスの例
 - ・ 書籍検索サービス²
 - 書籍の中に存在する単語などの情報を検索することができる
 - ・ テレビ番組検索サービス³
 - テレビやラジオで自分の関心のあるキーワードやフレーズがいつどのような形で述べられたかを調べることができる

¹ 参考資料1

² サービスの例として、Google Books (<https://books.google.co.jp>)がある。

³ サービスの例として、TVEyes (<http://www.tveyes.com>)がある。

- ・ 街中のカメラ等を活用した街中風景の検索サービス⁴
 - 街中の風景を撮影し DB を構築。ユーザーが周囲の風景（看板など）を撮影し検索することで、所在地の情報や看板・店舗情報を提供

2. 著作物の利用態様

① バックエンドでの情報の収集、蓄積

- ・ サービス提供者による「広く公衆がアクセス可能な情報」（送信可能化されていない情報を含む。また、著作物も含まれるが、テキスト、画像等、著作物の種類を問わない）の収集、蓄積のための複製。
- ・ 情報の収集、蓄積はサービスのバックエンドで行われるにすぎず、著作物の表現が知覚的に享受されることはない。収集、蓄積された情報は、分析、解析に活用されることがあるが、分析、解析自体は著作物の利用にはあたらない。

② 検索結果の提供

- ・ サービス提供者による、①で収集、蓄積された情報を用いた検索結果の提供のための自動公衆送信。
- ・ 自動公衆送信は、検索結果の提供を行うために必要な限度でのみ行われる（たとえば、サムネイルやスニペット等の表示）。著作物を視聴させることを目的とした自動公衆送信は行われぬ。

III. 現行法下での解釈による対応の可能性

1. 著作権法 47 条の 6 による対応の可能性

「送信可能化された著作物」のみを対象としており、「広く公衆がアクセス可能な送信可能化されていない情報」は対象とされていない。

2. 47 条の 7 による対応の可能性

「・・統計的な解析を行うこと」を権利制限の対象としているが、所在検索サービスのバックエンドにおける情報の収集、蓄積がこれに該当するかは不明である。

仮に該当するとしても、著作物を検索結果として表示することまでは認められていない。

3. 47 条の 9 による対応の可能性

情報提供を「円滑かつ効率的に行うための準備」に必要な場合の記録または翻案が含まれるにすぎず、所在検索サービスのような情報提供そのものを行うための準備における利用行為まで対象とするものではない。

また、著作物を検索結果として表示することは認められていない。

⁴ Google Street View (<https://www.google.com/maps/views/streetview>) を活用したサービス等が考えられる。

4. 32条（引用）による対応の可能性

平成 21 年文化審議会著作権分科会報告書⁵によると、「検索結果の表示方法の態様や、今後の検索技術またはサービスの発展如何によっては、引用の範囲を超える場合もありうるほか、キャッシュリンクについては、『引用の目的上正当な範囲内で行われるもの』と評価することは困難との指摘もある」としており、「広く公衆がアクセス可能な送信可能化されていない情報」に検索の対象を拡大した場合にも同じ問題が生じる。

5. 黙示の許諾論及び権利濫用の法理による対応の可能性

黙示の許諾論、権利濫用の法理のいずれによっても、法的リスクは払拭できない。

IV. 立法措置による対応の可能性

1. 権利制限の対象とする根拠（正当化根拠）

（1）必要性

① 情報の探索手段を提供すること（公益性）

所在検索サービスは、無数に存在する情報の中から求める情報の所在を容易に探索する手段を人々に提供し、情報化社会における情報への道標のような役割を果たす。

② ライセンスによっては対応できないこと

- ・ 検索の対象となる情報は大量かつ網羅的であって、さまざまな権利が関連するため、サービス提供者がすべての権利者と契約することは事実上不可能である。
- ・ 仮に契約が可能であったとしても、取引費用が過大になるものが多く含まれるため、サービスの実現が困難となる。
- ・ また、仮に権利者団体と契約をしたとしても、すべての権利が集中管理されているわけではなく、団体に属さないアウトサイダー権利者が存在する。また、権利者不明のケースも多い。

（2）許容性

① 軽微であること

著作物の利用は、軽微であり、著作物の視聴のために著作物を提示したり提供したりするわけではないため、権利者のビジネスへの影響の程度は低いと考えられる。

- ・ 収集・蓄積はバックエンドで行われるにすぎず、著作物の表現を知覚的に享受されることはない。
- ・ 結果の提供は、サムネイルやスニペット等、著作物の所在情報を知らせるために必要な範囲でのみ行われる。

⁵ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/27/pdf/shiryo_01_2.pdf

② 権利者のコンテンツが知られる機会を提供

公衆がアクセス可能な情報の「所在」を検索結果として表示（たとえば、検索キーワードが掲載されている書籍のタイトルや作家名を表示する等）するため、権利者のコンテンツが知られる機会を提供し、コンテンツの認知度が増す等のメリットが権利者に生ずる。

この点、現行法 47 条の 6 は、「送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて」結果の提供を行うことを義務付けている。

2. 必要な立法措置の内容 -47 条の 6 の拡大と柔軟化-

47 条の 6 条を改正し、以下のとおり (i) 所在検索サービス提供のためのバックエンドでの複製、(ii) 検索結果の表示のための自動公衆送信を可能とする。

① 対象となる利用行為

- ・ 所在検索サービス提供のための情報の収集・蓄積→「広く公衆がアクセス可能な情報（送信可能化されている情報に限らない）」の複製等
- ・ 検索結果の表示→所在検索サービス提供上必要と認められる限度での「広く公衆がアクセス可能な情報（送信可能化されている情報に限らない）」の自動公衆送信（所在を示す情報等とともに、サムネイル・スニペット等を検索結果として表示する）

② 違法著作物への対応

所在検索サービスにおいて収集される情報には違法著作物が含まれることがあるが、違法著作物の流通につながらないようにする必要がある。この点、現行法 47 条の 6 ただし書では、「検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること・・・を知ったときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行ってはならない。」と規定しており、所在検索サービスについても同様の手当てが必要である。

バックエンドでの複製を許容すべき社会的ニーズ

I. 課題

現代はビッグデータ時代と呼ばれるように、膨大な多種多様の情報が爆発的に生じており、さまざまな場面で大量の情報がシステムのバックエンドで蓄積される。このような情報の蓄積はデジタル化社会においてシステム運用上通常に行われるものであるが、情報の中に著作物が含まれていたとしても、その著作物の表現が知覚されない限りにおいては、権利者の利益を不当に害することにはならない。

しかし、現行の著作権法においては、システムのバックエンドにおける情報の蓄積は、30条の4や47条の9など特定の場合に限って認められているにすぎないため、将来生ずる技術やサービスにおいて、いずれの権利制限規定にも該当しない利用態様が出現した場合、原則として著作権の侵害に該当することとなり、不都合を生じるおそれがある。

そこで、著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受する利用とは評価されない、システムのバックエンドでの情報の蓄積が可能となるよう、立法措置を講じる必要がある。

II. 利用態様と著作権との関係

1. 利用行為の例

- 大量のさまざまな情報（著作物が含まれるが、その種類を問わない）をシステムのバックエンドで蓄積。
- たとえば、音楽の曲名を調べることのできるサービス⁶。システムのバックエンドで、CD等の音楽データを複製し、ハッシュを抽出してフィンガープリントを作成し、DBに格納する。サービスでは、流れてきた音声とDBをマッチングし、楽曲の照合を行う。

2. 著作物の利用態様

- システムのバックエンドでの情報の収集、蓄積による複製
- 著作物としての出力（自動公衆送信等）は行われず→著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受する利用とは評価されない。

III. 現行法下での解釈による対応の可能性

1. 30条の4による対応の可能性

30条の4は、「技術の開発または実用化のための試験の用に供する場合」に限られ、それ以外の場合に情報を蓄積することを対象としていない。

⁶ 参考となるサービスとして、Shazam (<http://www.shazam.com>)がある。

2. 47 条の 6 による対応の可能性

47 条の 6 は、インターネット検索サービス事業者による複製等を対象としており、ビッグデータの活用のような主体を限定しない利用行為を対象としていない。

また、47 条の 6 は、「送信可能化された著作物」のみを対象としており、「送信可能化されていない情報」を対象とはしていない。

3. 47 条の 7 による対応の可能性

47 条の 7 では、「電子計算機による情報解析を行うことを目的とする場合」を権利制限の対象としており、それ以外の場合に情報を蓄積することを対象としていない。

4. 47 条の 9 による対応の可能性

情報提供を「円滑かつ効率的に行うための準備」における記録等の利用行為が含まれるにすぎず、それ以外の記録等を対象としていない。

5. 黙示の許諾論及び権利濫用の法理による対応の可能性

黙示の許諾論、権利濫用の法理のいずれによっても、法的リスクは払拭できない。

IV. 立法措置による対応の可能性

1. 権利制限の対象とする根拠（正当化根拠）

- ・ 現代はビッグデータ時代と呼ばれるように、膨大な多種多様の情報が爆発的に生じており、さまざまな場面で大量の情報がシステムのバックエンドで蓄積される。このような情報の蓄積はデジタル化社会においてシステムの運用上通常に行われるものであるが、情報の中に著作物が含まれていたとしても、その著作物の表現が知覚されない利用であるため、権利者の利益を不当に害することにはならない。

- ・ ライセンスによっては対応できないこと

蓄積される情報は大量かつ多種多様であり、さまざまな権利が関連するため、すべての権利者と契約してサービス提供することは非現実的である。権利者団体と契約をしたとしても、すべての権利が集中管理されているわけではなく、団体に属さないアウトサイダー権利者が存在する。また、権利者不明のケースも多い。

2. 必要な立法措置の内容

「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受（見る、聞く等）するための利用とは評価されない利用」について、権利制限規定を新設する⁷。

⁷ 平成 23 年 1 月文化審議会著作権分科会報告書においても、「著作物の表現を享受しない利用」（C 類型）について、権利制限規定の導入が必要であるとのまとめがされている。

今後のさらなる変化に対応するためのニーズ

～包括的な受け皿規定～

I. 課題

検索サービス等の歴史に鑑みると、技術環境等の変化により法改正のニーズが生じてから事後的に個別規定により立法的な手当てを行うと、その後の適法性が明確となつて有益ではあるが、立法前の行為が違法となるという問題がある。

検索サービスの場合、法改正により 47 条の 6 が導入される以前は、平成 21 年文化審議会著作権分科会報告書にもあるとおり、引用や権利濫用の法理等によつても救うことはできず、著作権侵害に該当していたと考えられるため、適法にサービスを提供することができないおそれがあった。実際に、画像検索などの機能拡張をするか否かを決定する際にも、米国におけるインターネット検索サービスをフェアユースとする裁判例などを参考にしつつも、権利者から権利行使を受けるリスクを甘受しながら、サービスの提供を進めざるを得なかったのである。

また、47条の2の施行後であれば適法となつたはずのオークション・サービスにおける画像の掲載が、施行前であったために、該当する権利制限規定がないことを理由に、複製権および公衆送信権侵害であるとされた例がある⁸。

これらの例は、リスクをテイクしてサービスを進めた例ではあるが、一般論としては技術開発やサービスを断念することが多いのではないだろうか。技術環境等の変化が生じてからその後追いで個別の権利制限規定の立法を行う方法では、技術やサービスの萌芽をつんでしまうおそれがあるため、対応が必要である。

II. 立法措置による対応の可能性

変化と多様性に対応するためには、個別規定の改正だけでなく、包括的な受け皿規定が

⁸ エスト・ウエストオークションズ事件（東京地判平成 21 年 11 月 26 日）および毎日オークションカタログ事件（東京地判平成 25 年 12 月 20 日）参照。エスト・ウエストオークションズ事件では、事業者がオークションの出品カタログ等に絵画の美術品の画像を掲載し、また、その一部をインターネット等で公開した行為について、改正法 47 条の 2 の施行前であったため、複製権および公衆送信権侵害であるとされた。本件において、裁判所は、権利濫用の抗弁についても認めなかった。すなわち、当時改正が予定されていた著作権法 47 条の 2 の趣旨に照らし、「美術品を譲渡するに当たっては、その美術品がどのようなものであるかという商品情報の提供が不可欠であるとして、そのための複製等が著作権者の許諾を得ることなく認められるべきであるとの要請があることはある程度理解することができないわけではない」としつつも、その施行前であつて該当する権利制限規定がない以上、「複製の必要性が認められるからといって、当然に著作権者の権利を制限すべきものとはいえない」とし、「著作権の行使を権利の濫用であるとするような事情も認められない」とした。また、毎日オークションカタログ事件では、47 条の 2 の施行日以降の複製については 47 条の 2 の適用が認められ、複製権等の侵害が否定されたが、一方で、施行日前については複製権等の侵害であるとされた。また、47 条の 2 の遡及適用や権利濫用についても認められなかった。

必要であると考えられる。

① 立法措置の内容

個別規定の最後に受け皿として機能する包括的規定を設ける。

② 権利の保護と利用のバランス

- ・ 受け皿規定→たとえば検索サービスやオークション・サービスにおける複製のように、事後的な立法が必要となると考えられる利用行為（正当化根拠の見いだせるもの）にのみ適用があることとすべく、規定ぶりを検討すべき。
- ・ たとえば、「やむを得ないと認められる場合」、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない」等と規定することにより、必要以上に広い範囲の権利制限とならないようにする。

以上

